

佐賀県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月四日

佐賀県知事 古川 康

一 解除に係る保安林の所在場所

唐津市湊町字松本八七八の一・八八四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害及び潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市農林水産部林務課に備え置いて縦覧に供する。）